冬を安全に…

注意しあって事故なくそう

除雪に関連して、次のようなことにもご協力とご注意をお願いします。――互いに気をつけあって事故のない冬を過ごしたいものです。

消火栓をいつでも使えるように

大雪が降ると、消火活動への支障が心配されます。万一の火災に備えて消火栓や防火水槽はいつでも使えるようにしておきたいものです。

消防署でもこれらの確保につとめますが、ぜひ付近のみなさんも除雪にご協力をお願いします。

交通規制が実施されます

冬期間、市内では各地で来年の三月末まで臨時交通規制が実施されます。

おもな規制は次のとおりです。

■一方通行…県道新津―村松線（山先交差点～草水踏切）

■駐車禁止…市内の県道すべて。市営野球場～市民会館前十字路。滝谷町地内（裁判所脇道路）

※なお市内四十か所の踏切のうち、その一部の踏切板が冬期間撤去され、通れなくなります。標示にご注意ください。

雪おろしは電線に注意して

雪おろしをする場合には、感電事故に十分注意しましょう。また家の周りのガス管やボンベを雪でこわさないようにしましょう。

降雪で電線が切れて垂れさがったりしていたら、触れずにすぐに東北電力（☎二一三一四一）へ連絡してください。

なお、電線の近くでのたこあげなどはやめるように注意しましょう。もし、ひっかかった場合は電力会社へ連絡を。

分流建設地に近づかないで

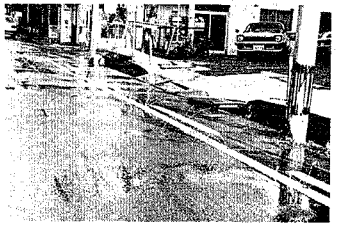

これから子どもたちは、楽しい冬休みに入りますが、何かと注意も必要です。――ご家庭でも冬の安全な過ごし方について話し合いましょう。

ところで、いま能代分流の掘削工事や橋脚工事が東部地区一帯ですすんでいますが、現場には水たまりなどがあって危険です。

絶対に近づかないよう子どもたちに注意をお願いします。

〝白魔〟を水ぜめ

雪を地下水でとかす〝消雪パイプ〟の設置も毎年すすめています。

今年も市街地で4路線、総延長約600㍍のパイプ敷設工事が完了しました。先ごろその管掃除も行って、〝白魔〟の襲来に備えました。

雪の記録 ―その2―

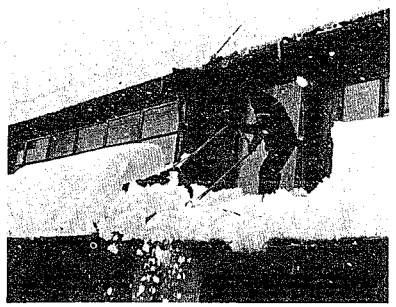

小正月を襲った今年の雪

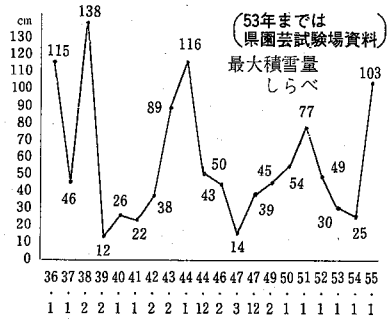

今年の小正月には百三センチを記録

雪の功罪はいろいろとありますが、やはり私たち雪国に住むものにとっては、生活のことを考えると〝招かれざる客〟というべきものでしょうか。

上の表は、昭和三十六年から今年までの間、雪が最も高く積もった量をあらわしたものです。これを見ますと、やはり一番の大雪は三十八年で、ついで四十四年、三十六年と続いています。

ところで今年一月の大雪も記憶に新しいところです。この雪は〝里雪型〟と呼ばれ、一月十四日夜半から四日間にわたって平野部を中心に猛威をふるいました。

当市でも百三㌢の積雪を記録しましたが、この数字は過去二十年間のうちで四番目に多いもの。このため、各地では何年ぶりかに雪おろしの光景も見られました。

お買物、ご用命は市内で

肌着・化粧品
資生堂チェインストア
本町2丁目 マツヤ TEL (2)0418 (3)0630
第四銀行が向い。北越銀行がとなり。

世界超一流の真珠からとれる
化粧品と不老長寿の真珠末
社員募集！1日6時間　月8万円　保険あり
ミキモト化粧品新津営業所
本町三（商工会議所横）電話4－2157

配偶者の相続分は1/2に

民法が改正に――1月1日から施行

先ごろ「民法」の一部が改正されました。

〝遺産を子どもとともに相続する場合、配偶者の相続分が三分の一から二分の一に引き上げられる〟など、相続に関する改正がおもな内容で、来年の一月一日から施行されます。

私たちの暮らしに関係の深い四つの改正点をあげてみました。〝法律は難かしくてわからない〟なんて言わずに、読んでみませんか。

グンとアップする配偶者の相続分

配偶者の相続分が、子とともに相続するときは遺産の二分の一（今までは三分の一）、被相続人（死亡した人）の直系尊属（両親）とともに相続するときは三分の二（今までは二分の一）、被相続人の兄弟姉妹とともに相続するときは四分の三（今までは三分の二）に、それぞれ引きあげられます。（民法第九〇〇条）

同時に、配偶者に対する相続税についても、その相続額が遺産の二分の一以下（今までは三分の一以下）または四千万円以下の場合は、課税されないことになります。（相続税法第一九条の二）

なおこの相続分は「法定相続分」といわれるもので、遺言で相続分を定める「指定相続分」の場合は、このかぎりではありませんが、被相続人などは、次でのべる「遺留分」の規定に反することはできません。

代襲相続に制限が設けられます

これまでは、代襲相続人（相続人が死亡などによって相続することができなくなった場合、代わりに相続する人）の範囲が決められていませんでした。

これが、今回の改正によって、被相続人の兄弟姉妹が相続人である場合の代襲相続人は、兄弟姉妹の子（被相続人のおい、めい）に制限されることになりました。（民法第九〇一条第2項）

貢献者に寄与分制度を新しく制定

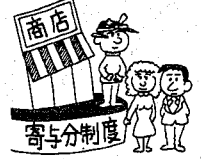

寄与分制度とは、亡くなった人の財産を維持したり増やしたりするのに努力した相続人に対し、その分を〝ご苦労賃〟として上積みして相続させることを認めようとするものです。

たとえば、農家や商店などで、長年、父を助けて家業を続けてきた息子が、父の遺産を相続する場合、この寄与分制度が適用されます。

寄与分の額は、相続人全員の話し合いで定めることになっていますが、折り合いがつかないときは、寄与した相続人の請求（申立て）によって、家庭裁判所が寄与分を定めることになります。（民法第九〇四条の二）

遺留分も引き上げに

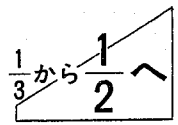

「遺留分」とは、相続人が取得することを認められる最低限度の財産のことです。

これまで、遺留分は、直系卑属（子や孫）のみが相続人の場合、および直系卑属と配偶者が相続人の場合は相続の二分の一、その他の場合は相続財産の三分の一と定められていました。

今回の改正では、このうち「相続財産の三分の一」とされている「その他の場合」の中で、①配偶者のみが相続人のとき、②配偶者および直系尊属が相続人のとき、または③配偶者および兄弟姉妹が相続人のときの遺留分が、相続財産の二分の一に引き上げられました。

これは、配偶者の相続分が引き上げられたことに伴い、遺留分についても、相続人中に配偶者が含まれる場合は、すべて二分の一に引き上げられるものです。（民法第一〇二八条）

トラブル防止に役立つ遺言

今回の民法改正は、相続などが中心ですが、遺産相続のときの相続人同士のトラブルを防ぐために「遺言」を作っておくと便利です。

遺言を自筆する場合には、本人がその全文と日付けと氏名とを書いて押印することになっていますが、自分で書くことができない場合や、より確かなものにしたいときは「公証人役場」で公証人に自分の意思を述べ「公正証書」という形の遺言を作ることもできます。ご利用の場合は次の公証人役場へ。■新潟公証人役場の所在地：新潟市中大畑町五三六☎新潟局22―八五〇二

お買物、ご用命は市内で

創業53周年（全支店120店舗）
低金利融資　お気軽に御来店下さい
㈱ 毛利金融新津支店
新津市山谷町1丁目14番15号　グリーンハイツ斎藤内
☎4－4501
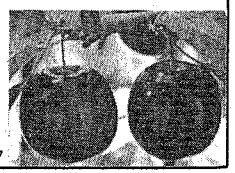
陸奥・富士・スター・紅玉・王鈴・ゴール……
ただいま、おいしいりんごのせいぞろい。お好きな味をお選び下さい。
フレッシュでおいしい果物の店
やまいし
新津市本町3　TEL 3－0397